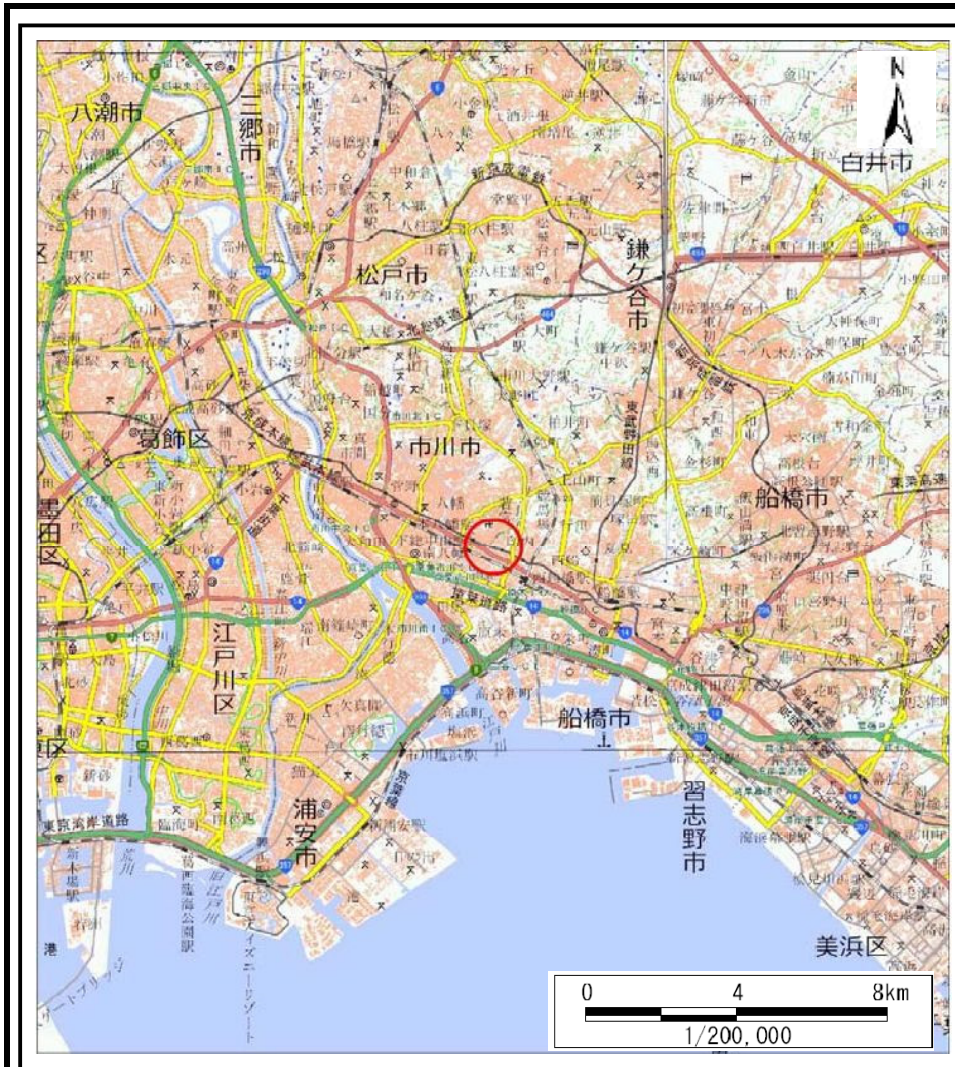
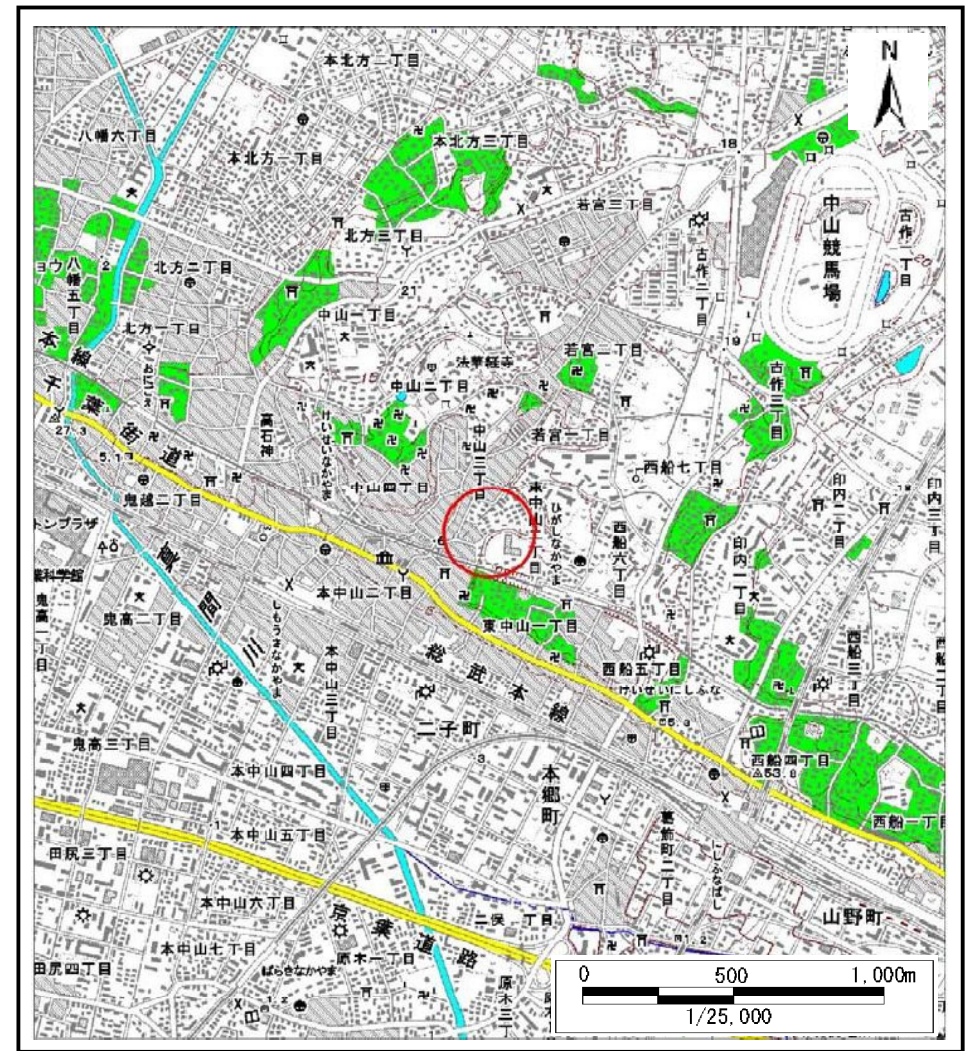


土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式1)



(1/200,000)



(1/25,000)

様式1(急)
土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
位置図

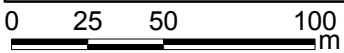
自然現象の種類	急傾斜地の崩壊
箇所番号	I-022K2201
箇所名	東中山1
所在地	船橋市東中山2丁目

「測量法に基づく国土地理院長承認(複製)R2JHf333」「本製品を複製する場合には、国土地理院の長の承認を得なければならない。」

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)



図中の数字は横断測線番号を示す



様式2(急)

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域
区域図

土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域



土砂災害防止法
施行令第三条の
基準に該当する
区域



土石等の(移動)高さが1m以下の場合、
土石等の移動による力が100kN/mを超える区域

土石等の堆積の高さが3mを超える区域

それ以外の区域



縮尺
1:2,500



自然現象
の種類

急傾斜地の崩壊

箇所番号

I-022K2201

告示番号

千葉県告示第641号
千葉県告示第642号

箇所名

東中山1

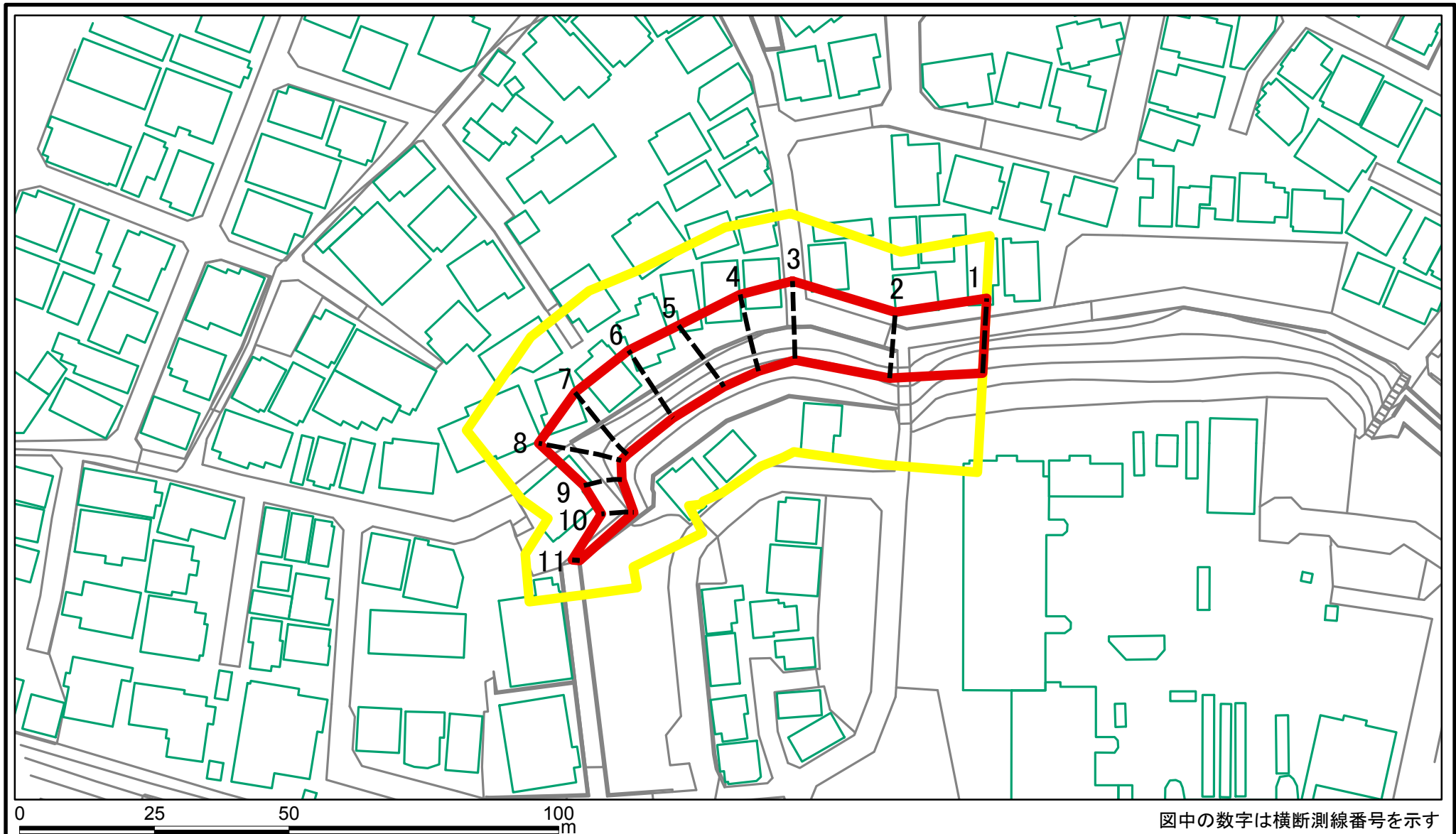
告示年月日

令和3年11月9日

所在地

船橋市東中山2丁目

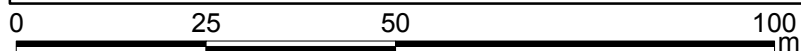
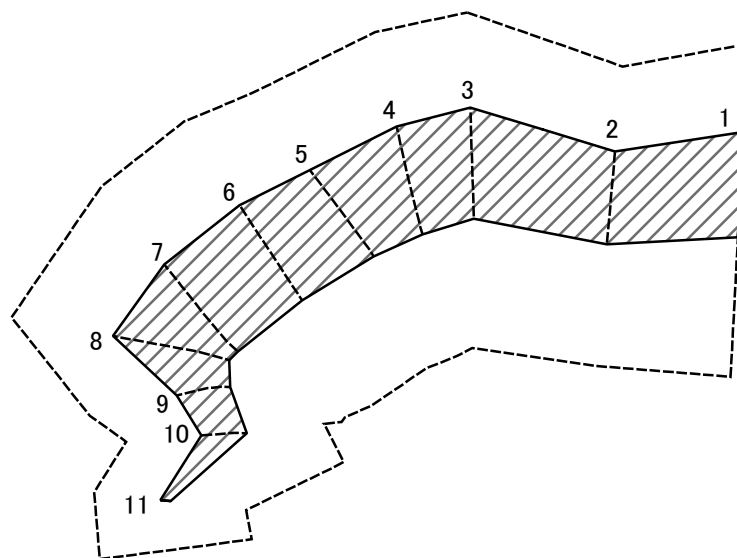
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2)参考図



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2(急) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域 区域図(参考図)	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-022K2201
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第641号 千葉県告示第642号	箇所名	東中山1
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年11月9日	所在地	船橋市東中山2丁目

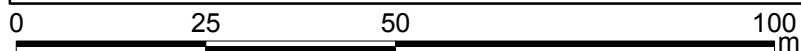
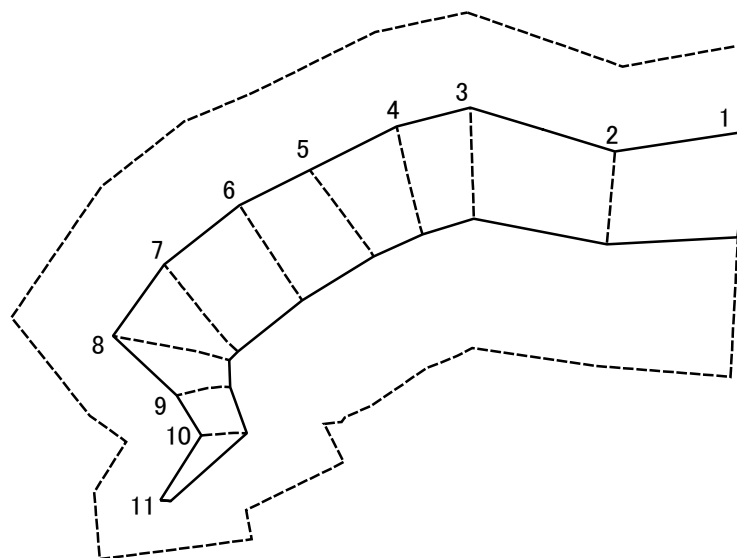
土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-1)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-1(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の移動により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:移動>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域		N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-022K2201
	土砂災害防止法施行令第三条の基準に該当する区域			告示番号	千葉県告示第641号 千葉県告示第642号	箇所名	東中山1
	それ以外の区域			告示年月日	令和3年11月9日	所在地	船橋市東中山2丁目

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式2-2)



図中の数字は横断測線番号を示す

様式2-2(急) 土砂災害特別警戒区域の区域区分図 (急傾斜地の崩壊に伴う土石等の堆積により 建築物の地上部に作用すると想定される力) <力区分:堆積>	土砂災害防止法施行令第二条の基準に該当する区域			N 縮尺 1:1,000	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-022K2201
	土砂災害防止法 施行令第三条の 基準に該当する 区域	土石等の堆積の高さが3mを超える区域			告示番号	千葉県告示第641号 千葉県告示第642号	箇所名	東中山1
		それ以外の区域		告示年月日	令和3年11月9日	所在地	船橋市東中山2丁目	

土砂災害警戒区域等の指定の告示に係る図書(様式3)

(1/1)

横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力				横断測線の区間	土石等の移動により建築物の地上部に作用すると想定される力				土石等の堆積により建築物の地上部に作用すると想定される力			
	土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域			土石等の(移動)高さが1m以下の場合、土石等の移動による力が100kN/m ² を超える区域		それ以外の区域		土石等の堆積の高さが3mを超える区域		それ以外の区域	
	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)		力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)	力の大きさのうち最大のもの(kN/m ²)	土石等の高さ(m)
1 ~ 2	-	-	91.53	1.00	-	-	9.50	1.78	~								
2 ~ 3	-	-	96.60	1.00	-	-	11.38	2.13	~								
3 ~ 4	-	-	98.04	1.00	-	-	11.64	2.18	~								
4 ~ 5	-	-	98.04	1.00	-	-	11.90	2.22	~								
5 ~ 6	-	-	99.81	1.00	-	-	11.90	2.22	~								
6 ~ 7	-	-	99.81	1.00	-	-	11.71	2.19	~								
7 ~ 8	-	-	100.00	1.00	-	-	11.69	2.19	~								
8 ~ 9	-	-	100.00	1.00	-	-	11.98	2.24	~								
9 ~ 10	-	-	60.34	1.00	-	-	11.98	2.24	~								
10 ~ 11	-	-	54.87	1.00	-	-	16.05	3.00	~								
12 ~ 13	-	-	-	-	-	-	-	-	~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								
~									~								

様式3(急) 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項	自然現象の種類	急傾斜地の崩壊	箇所番号	I-022K2201
	告示番号	千葉県告示第641号 千葉県告示第642号	箇所名	東中山1
	告示年月日	令和3年11月9日	所在地	船橋市東中山2丁目